

報道発表資料
平成26年5月21日
福島地方気象台

「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」等に伴う 大雨及び洪水警報・注意報の暫定基準の見直しについて

福島地方気象台では、「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」等に伴う被害の状況から大雨や高潮等による災害に対する脆弱性が高まっていると考えられるため、大雨や洪水、高潮の警報・注意報の発表基準を暫定的に引き下げて運用（以下、「暫定基準」という。）しています。

今般、排水施設等の復旧状況や震災後からこれまでに経験した降雨等と災害の状況、関係機関の意見をもとに暫定基準の見直しを行いました。その結果、大雨警報・注意報（浸水害対象）及び洪水警報・注意報の雨量基準について別紙のとおり見直すこととし、5月27日から新たな暫定基準として運用することとしましたのでお知らせします。

なお、洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、大雨警報・注意報（土砂災害対象）の土壌雨量指数基準及び高潮警報・注意報の基準については、災害に対して十分な安全性が確認できないため、当面、現在の暫定基準を継続します。

本件に関する問い合わせ先
福島地方気象台
防災気象官（電話 024-534-0321）

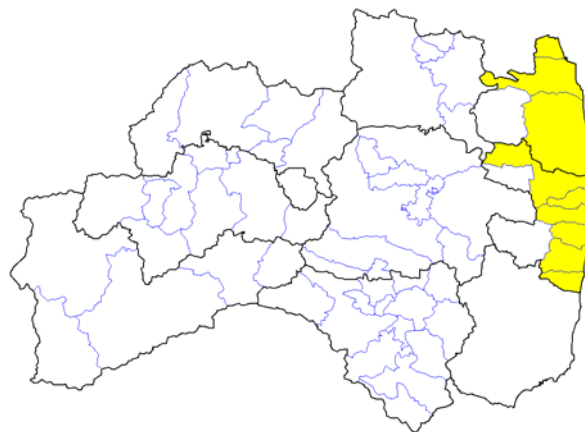
別紙 1

大雨（浸水害対象）及び洪水警報・注意報の雨量基準一覧

市町村等を まとめた地 域	市町村	大雨（浸水害対象）及び洪水警報・注意報 の雨量基準	
		変更前 （通常基準に対する割合）	変更後 （通常基準に対する割合）
浜通り北部	相馬市	8 割	通常基準（10 割）
	南相馬市	8 割	8 割
	新地町	8 割	通常基準（10 割）
浜通り中部	広野町	8 割	通常基準（10 割）
	楢葉町	8 割	通常基準（10 割）
	富岡町	8 割	8 割
	大熊町	8 割	8 割
	双葉町	8 割	8 割
	浪江町	8 割	8 割

大雨（浸水害対象）及び洪水警報・注意報の雨量基準

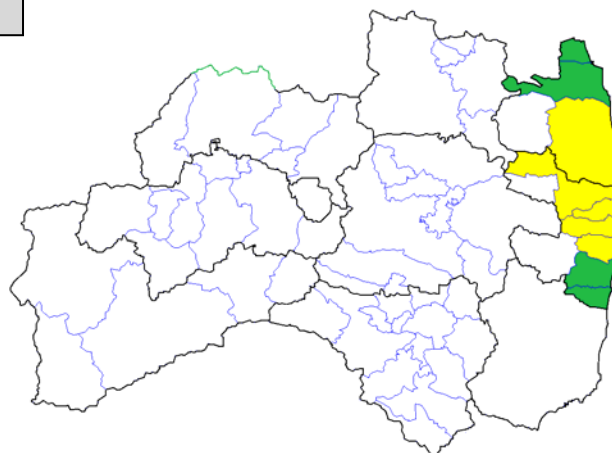
変更前



■ 通常基準の 8 割



変更後



■ 通常基準の 8 割
■ 通常基準に戻す